宇土市企業立地特別奨励金のご案内

宇土市外に本社又は本店があり、宇土市内に施設等を有しない企業は、新たに施設等を開設する場合、下記の奨励金を受けることができます。

当市の奨励金の特徴

①熊本県や多くの自治体の奨励金は雇用要件を満たすことが必要ですが、宇土市では雇用要件を除外し、利用しやすい奨励金となっています。

②半島振興法に基づく税制優遇制度も、併用して申請可能です。対象となる地域は九州内で8地域のみであり、市内全域が適用地域です。固定資産税(償却資産含む)3年間不均一課税を受けることが可能となり、操業後の負担を低減することが可能です。

対象となる施設

ア　工場（製造業）イ　情報サービス事業施設　ウ　旅館・ホテル　　エ　研究施設

奨励金の内容

(令和8年9月4日時点の交付内容となります)

奨励金	交付内容
設備投資促進奨励金（新設の場合）	投下固定資産総額に100分の2を乗じて得た額（1,000万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額） 交付上限額：3億円
賃借奨励金	用地の賃借経費（敷金、権利金などの諸経費を除く）の2分の1（月額20万円上限）相当額を36か月分交付
給水加入奨励金	給水装置の新設時に納入する口径別加入金に相当する額を交付

次の要件のすべてに該当することが必要です
・施設等用地として5,000㎡以上の土地を取得又は賃借すること
・投下固定資産総額（土地、建物、償却資産）が10億円以上であること
※奨励金の交付は、1事業者につき、1回限りとしています。
※償却資産については、法定耐用年数が10年以上のものに限ります。
【大規模な旅館・ホテルの設備投資促進奨励金】
・客室が150室以上の場合、投下固定資産総額に100分の15を乗じて得た額（1,000万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を交付します。

くわしくは商工観光課企業誘致担当までお問い合わせください。

宇土市商工観光課　〒869-0492　熊本県宇土市浦田町51　　TEL0964-27-3328
E-mail　syoukou02@city.uto.lg.jp

令和8年4月

その他の優遇制度のご案内

企業立地（新設・増設）の優遇制度を充実させ，企業の皆様を力強くサポートします
※新設：宇土市内に新たに施設等を開設する場合
増設：宇土市内の既存施設等を，新たに市内に開設又は拡張する場合

（宇土市企業振興促進条例）

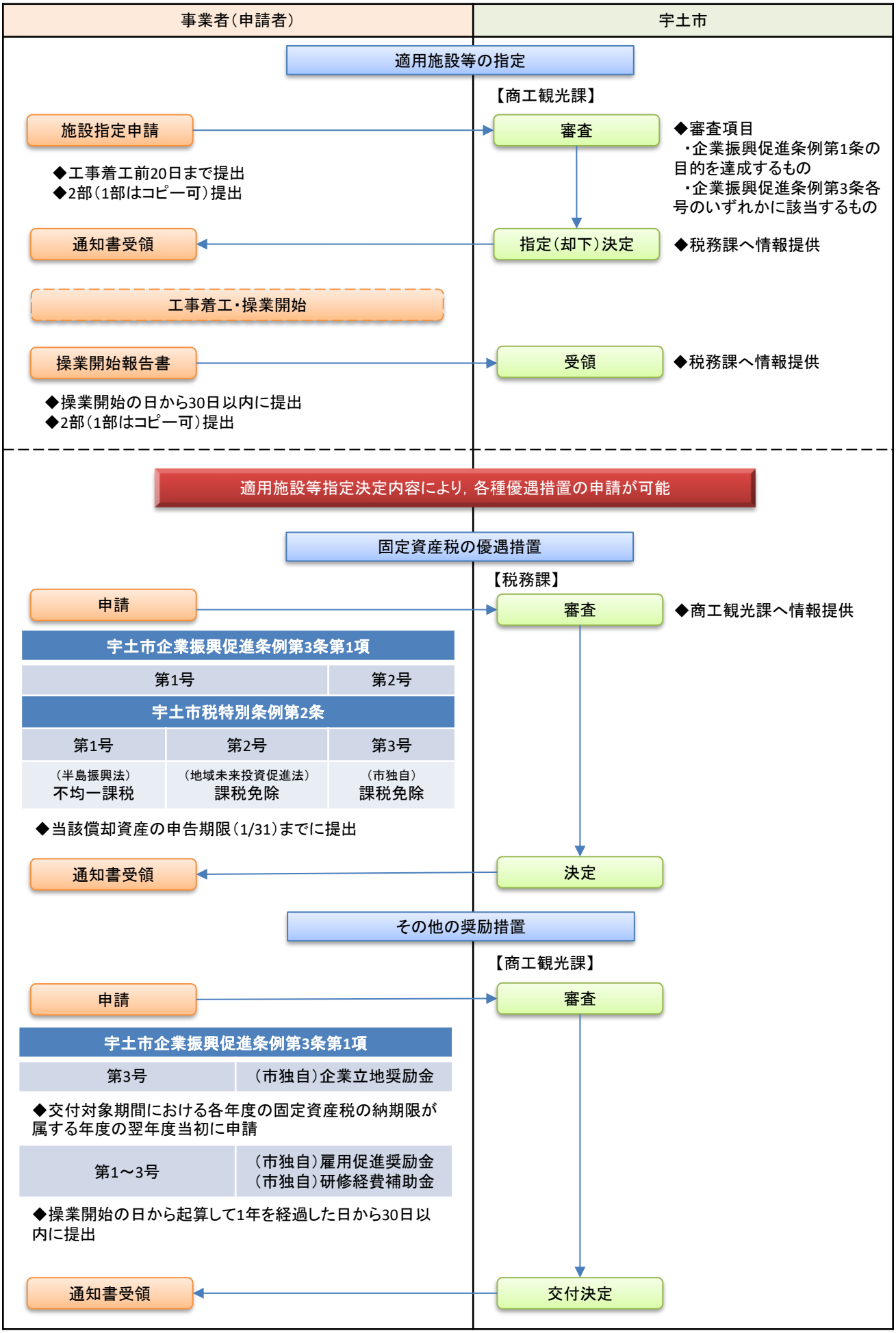
第3条第1項	対象業種	対象要件	措置事項	備考
①半島振興法（第1号）	・製造業 ・旅館業（下宿営業を除く） ・農林水産物販売業 ・情報サービス業	投下固定資産総額 新・増設 【製造業・旅館業（下宿営業を除く）】 資本金1,000万円以下： **投資額500万円以上** 資本金1,000万円超5,000万円以下： **投資額1,000万円以上** 資本金が5,000万円超： **投資額2,000万円以上** 【農林水産物販売業，情報サービス業】 資本金に関係なく**投資額500万円以上** **増員人員規程なし**	**【不均一課税】** 3年間 固定資産税 （機械及び装置分も含む） 初年度税率　0.15% （約90%減免） 第2年度税率　0.35% （約76.7%減免） 第3年度税率　1.0% （約33.3%減免） ※宇土市の固定資産税の税率は1.5%	投下固定資産総額の対象範囲 ①半島振興法 機械及び装置を増設と関係なく申請することも可能
②地域未来投資促進法（第1号）	・農林水産業分野 ・自然共生型産業分野（アグリ，バイオ，ヘルスケア等） ・成長ものづくり分野（半導体，輸送用機械、食品・医薬品・医療機器等） ・デジタル関連分野 ・観光・物産分野 ・交通インフラを活用したまちづくり分野 ※県地域未来投資促進基本計画承認要件1の内容に準ずる	投下固定資産総額 新・増設 **1億円以上** (農林漁業関連業種は5,000万円以上) ※地域経済けん引事業計画を作成し、工事着工の30日前までに県に申請を行い、県の承認を得ることが必要 **増員人数規定なし**	**【課税免除】** 3年間 固定資産税 （機械及び装置分は含まず）	投下固定資産総額の対象範囲 ②地域未来投資促進法 機械及び装置は総額に加算できない
③市独自（第2号）	製造業，電気業、ガス業、運輸業、卸売業、情報サービス業、旅館業（下宿営業を除く）、健康保養施設、職業技術訓練施設、研究施設等	投下固定資産総額 新・増設 **3億円以上** 新規雇用者　**5人以上**	**【課税免除】** （6年間） 固定資産税 3年全額 3年1/2	
④市独自（第3号）	③に該当する業種	投下固定資産総額 新・増設 **2,000万円以上** 情報サービス事業施設は **1,000万円以上** 新規雇用者（新設）**5人以上** （増設）**3人以上**	**【企業立地奨励金】** 固定資産税の範囲内 （3年間）	固定資産税額を基準として 初年度　75% 第2年度　50% 第3年度　25% を交付
⑤市独自（第1～3号）	①～③のいずれかに該当する業種	新規雇用者で宇土市在住者 （転入も含む）	**【雇用促進奨励金】** 一人当たり30万円 限度額1,000万円	1申請につき1回限り
	情報サービス事業	なし	**【研修経費補助金】** 研修経費の1/2補助	限度額100万円

※「新規雇用者」とは、操業開始日に市内に住所を有する者で、操業開始日以前の1年以内に新規雇用し（現に雇用している者で操業開始以前1年以内に市内に転入した者も含む）、操業開始から1年以上常時雇用された者です。
※①②は、県税についても優遇措置があります。詳しくは「企業立地ガイド熊本」のホームページをご覧ください。
※③④は、投下固定資産総額と新規雇用者数両方の要件を満たす必要があります。
※③④⑤は、宇土市企業立地特別奨励金と併用して申請することはできません。
※①②③④の優遇措置は、併用することができません。いずれか一つを選択ください。

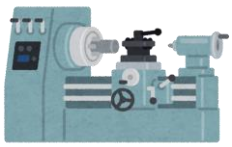


申請手続のフローチャート

（宇土市企業振興促進条例）



半島地域における国税の優遇措置のご案内



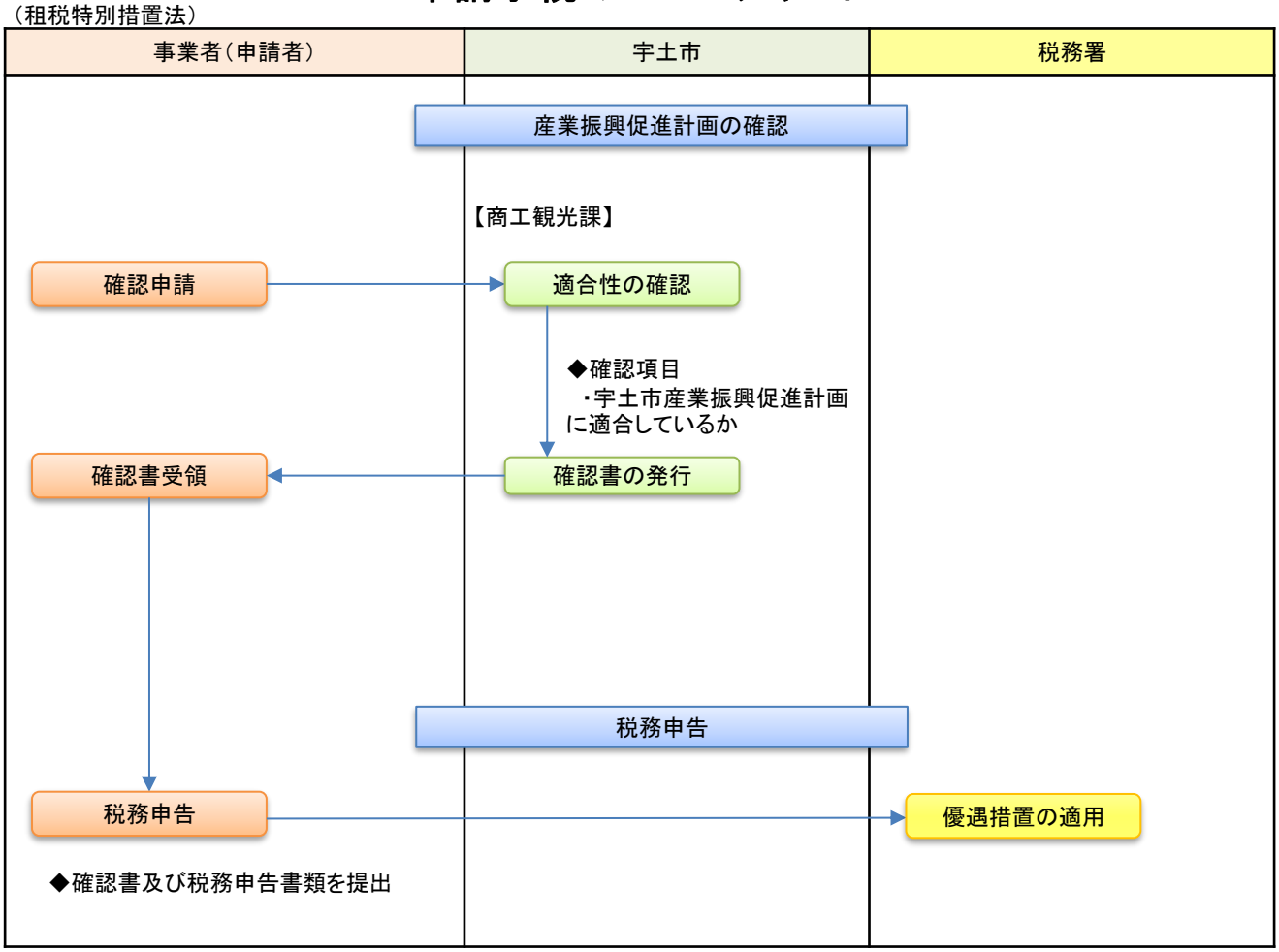
事業のために用いる設備の取得、建設、改修等を行った場合に5年間の割増償却を行うことができます。
※対象業種・対象設備の詳細は、最寄りの税務署にご確認ください。

（租税特別措置法）

事業者の規模（資本金）		1,000万円以下	1,000万円超 5,000万円以下	5,000万円超
対象		機械・装置、建物・付属設備、構造物に係る**取得等**		機械・装置，建物・付属設備、構造物に係る**新増設**
取得価額	製造業・旅館業	500万円以上	1,000万円以上	2,000万円以上
	農産物等販売業・情報サービス業等	500万円以上 ※事業者の資本金が5,000万円を超える場合、新増設に係る取得等が対象		
償却限度額		機械・装置：普通償却限度額の32% 建物・附属設備、構造物：普通償却限度額の48%		
適用期間		**5年間**		

申請手続のフローチャート

（租税特別措置法）



お問い合わせ先

宇土市商工観光課
〒869-0492　熊本県宇土市浦田町51
TEL.0964-27-3328　FAX.0964-22-6100
E-mail：syoukou02@city.uto.lg.jp